南丹市教育委員会

令和７年度　就学援助制度のお知らせ

南丹市では、経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者の方に、学校で必要な経費の一部を援助する就学援助制度を設けています。

《就学援助を受けることができる方》

１　南丹市内に住所を有し、かつ、南丹市立小学校に在学する児童または南丹市立中学校もしくは京都府立中学校に在学する生徒の保護者

２　以下の条件に該当する方

要 保 護

生活保護法による保護を受給している世帯。

準要保護　**（要保護に準ずる程度に困窮していると認められる世帯）**

① 生活保護法による保護の停止又は廃止
② 市民税の非課税又は減免
③ 個人事業税の減免
④ 固定資産税の減免（新築家屋の場合の減額ではありません）
⑤ 国民年金の掛金の減免
⑥ 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予
⑦ 児童扶養手当の支給（児童手当や特別児童扶養手当ではありません）
⑧ 生活福祉資金貸付制度による貸付
⑨ 保護者が職業安定所登録日雇労働者である
⑩ 保護者の職業が不安定で、生活が困難と認められる
⑪ その他特に援助が必要と認められる

《就学援助の内容》

要 保 護

修学旅行費、医療費（学校保健安全法施行令第８条の規定に基づく疾病の治療に限る）
※学用品費、学校給食費等については、福祉事務所から保護費として支給されます。

準要保護

学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、学校給食費、クラブ活動費（学校で認めたもの）、PTA 会費等

《就学援助費の留意事項》

１　申請書に基づき、世帯構成や世帯の収入状況等を審査します。
（申請書等に不備がある方や、所得の申告がない方等は審査ができません。）
（添付書類が必要な方は、添付書類が揃ってからの申請受付となります。）

２　申請し認定された場合は、通学されている学校を通じて、毎学期末に支給します。

３　原則として各経費については、一旦保護者負担となりますが、事後において援助費を限度額の範囲内で支給します。

４　援助費は認定後からの支給となります。年度途中の申請など、認定された時期により、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費など支給対象とならない場合がありますのでご注意ください。

５　就学援助認定後に世帯状況等に変更が生じた場合は、学校を通じて教育委員会に就学援助認定申請変更届等を提出頂く必要があります。変更後の世帯状況について再度審査を行う場合があります。

《申請の方法》

申請書に必要事項を記入の上、必要な書類を添えて、通学されている学校へ提出してください。
申請は常時受け付けています。
なお、認定は単年度であり、翌年度も継続して受給を希望される場合は、継続申請が必要となります。所定の時期に学校を通じて案内しますのでご留意ください。

１　申 請 先　通学されている小学校・中学校
２　提出書類
（１）児童生徒等就学援助認定申請書
　※申請書は各小中学校に備えてありますので、学校に請求してください。

（２）添付書類（以下の場合に必要）
令和７年５月末日以前に申請される場合
　令和６年１月２日以降に南丹市外から転入された世帯員（18 歳以上）がいる場合のみ、
　その世帯員の令和６年度課税証明書を、令和６年１月１日現在、住民登録をされていた市町村で取得し、申請書に添付してください。

令和７年６月１日以降に申請される場合
　令和７年１月２日以降に南丹市外から転入された世帯員（18 歳以上）がいる場合のみ、
　その世帯員の令和７年度課税証明書を、令和７年１月１日現在、住民登録をされていた市町村で取得し、申請書に添付してください。

《お問合せ先》

１　南丹市教育委員会　学校教育課
　電話：０７７１－６８－００５６
２　通学されている小学校・中学校